

兵庫県公報

令和3年4月1日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公 告	ページ
○ 令和3年執行兵庫県知事選挙に係る啓発広報デザイン等の企画提案コンペの実施（市町振興課）……	1

公 告

令和3年執行兵庫県知事選挙に係る啓発広報デザイン等の企画提案コンペの実施

令和3年執行兵庫県知事選挙に係る啓発事業の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

令和3年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 目的

令和3年執行兵庫県知事選挙に係る選挙期日の周知（投票方法等選挙制度の周知を含む。）及び投票参加の向上のための広報における各種広報媒体で使用するデザイン等の立案及び広報を実施する。

2 企画提案コンペの概要

- 啓発対象は、年代別投票率の低い10代から30代までをターゲットとしながら、全有権者に対しても投票率向上効果のあるものとする。
- 各種媒体が統一的なコンセプトで展開できるよう考慮する。
- マスコットには、「はばタン」を使用すること。併せて「選挙のめいすいくん」を使用することも可とする。※それ以外のタレントやキャラクターは使用しないこと。
- 表現は、選挙が政治参加の重要な手段であることに鑑み、品位を保ち、いやしくも有権者の響意を買うようなものは避け、選挙期日のほか、投票の方法（期日前投票を含む。）及び投票時間など、投票に必要な情報を有権者にしっかりと分かりやすく周知できるものとする。
- 選挙の公平性を阻害するもの（特定候補者や政党等に有利不利となるような文言、象形、色彩、記号等）は使用しないこと。
- 有権者に対して強制的・高圧的なものでないこと。

3 企画提案コンペの内容

- 使用媒体（規格等詳細は別途指示する。）
 - ポスター
デザインの作成のみで、印刷及び掲出は含まない。
 - ビラ
デザインの作成のみで、印刷及び配布は含まない。
 - のぼり
デザインの作成のみで、印刷及び掲出は含まない。
 - 啓発資材（ポケットティッシュ、うちわ、マスク、油とり紙、抗菌ティッシュ等）
デザインの作成のみで、資材の作成及び配布は含まない。
 - 駅メディア（デジタルサイネージ）広告
デザインの作成のみで、掲出は含まない。
 - イオンレジ前（デジタルサイネージ）広告
デザインの作成のみで、掲出は含まない。
 - コンビニレジ画面広告
デザインの作成のみで、コンビニとの契約は含まない。
 - 新聞広告（日刊紙、非日刊紙、スポーツ新聞）
デザインの作成及びサイズ調整のみで、新聞社等との契約は含まない。

- ケ テレビスポットCM
テープの作成及び放送局との契約を含む。
- コ ラジオスポットCM
テープの作成及び放送局との契約を含む。
- サ インターネットバナー広告及びWEB動画広告
バナー広告、WEB動画広告の作成及び掲出のための契約を含む。
- シ 県選管特設ウェブサイト
ページの作成、サーバーの確保、維持管理を含む。
- ス 神戸市営地下鉄県庁前駅構内ショーウィンドーでのディスプレイ
展示内容の構成、設営及び撤去を含む。

- (2) 事業実施期間
委託契約締結の日から令和3年7月23日（金）までの間

4 応募要件

- (1) 兵庫県が定める入札参加者資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 兵庫県が定める入札参加者資格制限基準に該当しない者であること。
- (4) 兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 以下のア又はイに該当する者でないこと。
 - ア 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員
 - イ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 本業務を遂行する能力を有すること。
- (8) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。
- (9) 採用後契約時に兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。
- (10) その他、兵庫県の指示及び状況の変化等に柔軟に対応できること。

5 提出方法

- (1) 企画書（企画意図、企画内容（ポスター等デザイン案、CM絵コンテ（動画コンテは不要）、WEB動画広告絵コンテ（動画コンテは不要）、ホームページトップページ案、ショーウィンドーディスプレイ案等）、経費内訳、会社概要）
 - A 4判、10部
 - ポスター等のデザインは1者1案までとする。
- (2) (1)の概要版 A 4判、1枚 10部
- (3) 留意事項 業者名は、それぞれ2部のみに表示し、8部には表示しないこと。

6 提出期限等

- (1) 提出期限 令和3年4月16日（金） 午後5時
- (2) 提出場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課選挙班（第2号館9階）
（郵送、電子メール等での提出は受け付けない。）
- (3) 説明会 説明会は実施しないので、不明な点は電話等で問い合わせること。公平性確保のため、他の参加予定者に質疑内容を公開する場合がある。
- (4) プレゼンテーション
原則として実施する。実施する場合の日時等については、別途通知する。

7 審査・選定等

- (1) 審査・選考
 - ア 審査委員会において、最も優れた企画提案を選定する。審査は、原則としてプレゼンテーションにより行うが、書面審査となる場合がある。
 - イ 企画提案を選定後、提案内容について協議・調整を行った上で、契約を締結する。なお、その際、企

画提案の一部を変更する場合がある。

(2) 審査結果の通知

応募者全員に審査結果を通知する。

8 若年層向け啓発広報デザイン及び動画広告について

(1) 審査委員会により決定した事業者は、今回の企画提案とは別に、特に10代から30代までの投票率向上効果の高い、若年層向け啓発広報デザイン及び動画広告を作成するものとする。

(2) 作成に当たっては、若年層の意見を充分踏まえ、兵庫県と協議しながら進めるものとする。

(3) 今回提出する企画書には、若年層向け啓発広報デザイン及び動画広告の企画内容は含めないが、事業費に係る経費内訳には含めておくこと。

9 その他

(1) 適当な企画案がない場合は、再提出又は採用を見合わせることもありうる。

(2) 企画案に関する事項その他仕様書に定めのない事項については、兵庫県の指示に従うこと。

(3) 採用された企画案、全ての制作物の著作権については、兵庫県に帰属するものとし、兵庫県の判断で自由に使用し、また、使用させることが出来るものとする。また、その使用については、期限がないものとする。

(4) 制作物については、著作権の侵害が発生しないようにし、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら兵庫県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(5) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 提出された企画書等は返却しない。

(7) 採用後の企画の実施に際しては、採用者と兵庫県で十分協議を行って進めるものとし、採用者の判断で企画を変更する場合は、兵庫県の承認をあらかじめ受けなければならない。